

平成 23 年 7 月 26 日

王寺町議会議長 小泉 強様

議会改革特別委員長 千葉 忠春様

王寺町議会議員 清 水 勉

王寺町議会議員が各種委員などを兼ねる場合の
報酬の重複支給の廃止について（提案）

標記の件について、下記理由により議会改革特別委員会の案件として審議していただきますよう提案いたします。

記

今般の議会改革特別委員会の再度の設置により、直ちに取り組める改革の1つとして、平成18年の特別委員会で審議されておりました11番の「長の指揮下にある各種審議会への委員参加の見直し」が検討されておりましたが、現在においても、議員としての幅広い識見を期待して議員を各種委員に任命されているものと推察し、本年の初議会におきましても各種委員が決定されております。

しかしながら、王寺町議会議員の報酬は月額で定められており、議員活動の一部としてみなせる内容の各種委員会もあり、住民感情からも重複支給を避けるべきであると考えますが、次のとおり問題点があるため委員会で審議のうえ議員提案条例として早期に実施していただきますよう、当該条例改正案を添付して提案いたします。

- (1) 公職選挙法第199条の2第1項との関係から、条例により支給を定めた報酬を個々の議員がその報酬の受け取りについて辞退することは寄付行為の禁止に抵触すると考えます。
- (2) 地方自治制度研究会編によります地方自治法質疑応答集428頁では、「議員としての活動と委員会委員としての活動が重複することとなる場合においては、報酬が重複支給されることのないように必要な調整措置規定を報酬条例中に設けておくべきものと思われる。」との記述があります。
- (3) 議員活動の一部とは何を示すのかが問題となります。
- (4) 2元代表制でありながら、長の指揮下にある委員となるには明確な判断が要求されるものと解します。
- (5) 議員としての幅広い見識を期待するものとみなせない委員とは何を示すのか明確な定義付けが必要となります。

以上

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(重複報酬の禁止)

第5条 王寺町議会の議員が別表第3に掲げる非常勤の職員を兼ねるときは、当該兼ねる非常勤の職員として受けるべき報酬は支給しない。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第5条関係)

特 別 職 名
社会教育委員会の委員(公民館運営審議会委員)
消防委員会の委員
国保運営協議会委員
スポーツ振興審議会委員
都市計画審議会委員
町営住宅入居者選考委員
滞納考査委員

附則

この条例は、平成23年5月1日より施行する。

※ 特別職名は案であります。